

請負契約書

●●（以下、「甲」という。）と、○○（以下、「乙」という。）は、甲の広告宣伝媒体の作成のため、次のとおり業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（委託業務の内容ならびに委託料）

甲が乙に委託する業務及び委託料は下記のとおりとする（以下、「本件業務」、「本件委託料」という）。

（1）甲のイメージキャラクター制作（1体）

●万円（税別）

（2）WEBサイト制作（24ページ）

●万円（税別）

（3）パンフレット制作（8ページ）

●万円（税別）

第2条（納期）

本件業務の納期は令和●年●月●日までとし、本件業務に関して乙が作成した成果物（以下、「本件成果物」という）については、乙は甲に対し、完成したものから順次、引き渡すものとする。

第3条（再委託）

乙は、甲の書面による承諾を得た場合は、本件業務の全部または一部を第三者に再委託できるものとする。

第4条（委託料の支払方法）

甲は、乙に対し、本件成果物を納品した日の翌日から3営業日以内に、当該成果物の業務に関する本件委託料を支払うものとする。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

第5条（権利の帰属）

1 本件成果物の著作権は、すべて乙に帰属する。

- 2 乙は、甲が甲の広告宣伝の範囲内において本件成果物を用いることを許可する。
- 3 乙は、乙が有する本件成果物に関する著作権人格権にかかわらず、甲が本件成果物を公表することを認める。
- 4 甲は、乙が有する本件成果物に関する著作権人格権を尊重し、本件成果物の利用にあたっては、本件成果物に「©●●」と表記するものとする。
- 5 甲は、乙が有する本件成果物に関する著作権人格権を尊重し、本件成果物については一切改変できないものとする。ただし、甲の広告宣伝に必要な範囲での掲載情報の追加・更新・訂正については、この限りではない。

第6条（危険負担）

- 1 突発的な自然災害などの当事者双方の責に帰することができないような事由により、目的物が滅失・毀損し、乙が業務を遂行できなくなった場合は、乙は当該業務を遂行できなくなった責任を負わない。

なお、この場合、その時点までの乙の業務により、甲が利益を受けるときは、乙は、当該業務の割合での委託料を請求できるものとする。

- 2 甲の責に帰すべき事由により、乙が業務を遂行できなくなった場合は、乙は当該業務を遂行できなくなった責任を負わないとともに、甲に対する当該業務に関する委託料を全額請求できる。ただし、乙にも責に帰すべき事由がある場合は、その時点までの乙の業務により、甲が利益を受けるときは、乙は、当該業務の割合での委託料を請求できるものとする。

第7条（担保責任）

- 1 本件成果物の内容が本件契約と適合しない場合は、甲は本件成果物の引き渡しから1年以内に限り、乙に対し、本件業務の追完もしくは代金の減額を請求できるものとする。
- 2 上記1の場合で、本件業務の追完をもってしても本件契約の目的が達成できない場合は、甲は本件成果物の引き渡しから1年以内に限り、本件契約を解除できる。

なお、この場合、その時点までの乙の業務により、甲が利益を受ける

ときは、乙は、当該業務の割合での委託料を請求できるものとする。

3 上記1の場合で、甲に損害が発生している場合は、甲は乙に対し、損害賠償を請求できるものとする。

4 甲が提供した材料の性質や指図によって生じた不適合の場合には、甲は上記1，2，3の請求はできない。ただし、乙が当該材料の性質や指図が不適當であるのに、甲に告げなかった場合はこの限りではない。

第8条（損害賠償）

甲又は乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

第9条（期限の利益の喪失及び契約の解除）

1 甲または乙が、本契約における義務に違反し、これに対する催告がなされた後2週間以内に是正がされない場合、本契約を解除できるものとする。

2 甲または乙に、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、相手方に対して負担する全ての債務について当然に期限の利益を喪失し、相手方に対し直ちに一括して債務の弁済をしなければならない。

また、この場合、何らの通知、催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

（1）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立て若しくは、特別清算開始の申立てがあったとき

（2）自ら振出し又は引受けた手形・小切手について、不渡り処分を受けたとき

（3）監督官庁より業務停止又は事業免許若しくは事業登録の取消し処分を受けたとき

（4）資本減少、事業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき

（5）その他信用状況が著しく悪化したとき

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の営業上・技術上の一切の情報について秘密を保持し、本契約の期間中のみならず本契約終了後も第三者

に開示漏洩してはならない。

第 1 1 条（管轄合意）

万が一、本契約について訴訟の必要が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 1 2 条（本契約の追加・変更）

本契約の内容について追加・変更を行う必要や、本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲乙双方の誠実な協議により対応するものとし、特に書面化が必要な場合においては当該追加・変更を旨とする覚書を作成するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日

（甲）

印

（乙）

印